

「超電導リニアの体験乗車会」の利用規約

東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という）は、当社が主催する「超電導リニアの体験乗車会」の利用規約（以下、「本規約」という）について、以下のとおり定めます。

第1条（本規約の範囲）

1. 本規約は、当社、「超電導リニアの体験乗車会」への申込者及び「超電導リニアの体験乗車会」の参加者に適用されるものとします。
2. 本規約の他に推し旅専用サイト内「あいこよう！あたらしいともだち ホームページ」(<https://recommend.jr-central.co.jp/oshi-tabi/thomas/>)（以下、「ホームページ」という）等に掲載する「超電導リニアの体験乗車会」抽選応募に関する注意事項についても、本規約の一部を構成するものとします。
3. 当社は申込者及び参加者の事前の承諾なしに、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の規約内容については、予めホームページへの掲載、申込時に登録された電子メールアドレスに対する電子メールの送信、またはその他当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第2条（開催方法）

1. 「超電導リニアの体験乗車会」は当社が主催し、開催にあたっての申込受付、当選後の連絡等は、株式会社ジェイアール東海ツアーズ（以下、「東海ツアーズ」という）が行うものとします。

第3条（申込者及び参加者の範囲）

1. 申込者及び参加者については以下のとおりとします。（年齢は申込時点とし、法人・グループ等個人以外のお名前での申込・ご参加はできません）

<申込条件>以下2点の条件両方を満たした方

① 2024年7月24日（水）～9月23日（月・祝）のキャンペーン期間中に、東海道新幹線にご乗車された方

② 同期間に、リニア・鉄道館へ訪問しチェックインを行った方

※申込者お一人様1回のお申し込みにつき、1区画（2座席）お申込みいただけます。

※小学生以下の申し込み…12歳以上の同行者（ただし小学生を除く。）の登録が必須となります。

※介助を必要とされる場合は、介助者と一緒にのご参加が必須となります。

※申込時点で7歳未満の方で、座席を使用しない場合（例えば、1つの座席に大人の方と一緒に座られるような場合）は、座席を使用される方に加えて1区画当たり2名様まで同伴できます。

※当日は氏名・年齢等が確認できる公的証明書（保険証等）の提示をお願いします。

第4条（申込）

1. 「超電導リニアの体験乗車会」の申込は、申込者が、インターネットにより行うものとします。

2. 申込者が申込画面にある所定のチェックボックスにチェックを入れたことをもって、申込者及び参加者の全員が本規約及び別に定める「超電導リニアの体験乗車会」における個人情報の取扱いについて」を承諾したものとみなします。
3. 申込は、申込完了画面が表示された時点をもって完了するものとします。
4. 申込者は、自己の責任と負担において、申込のために必要となる通信機器、ソフトウェア及びインターネット接続契約等を準備するものとします。
5. 未成年等の申込者は、「超電導リニアの体験乗車会」に申し込むことについて、法定代理人等の事前の同意を得るものとします。
6. 募集期間内に、同一の申込者が、複数の申込を行うことをお断りします。この場合、重複する申込を無効とします。
7. 営利目的での申込をお断りします。
8. 利用者が車いすを利用してご参加を希望する場合、申込時にその旨を申し出るものとします。車いす利用者は、搭乗前に当社が用意する車いす（全幅：53cm 座面幅：40cm 全長：90cm 耐荷重：100kg）にお乗り換えをいただきます。申込時に車いすを利用する旨を申し出なかった場合、および当社が用意する車いすにお乗り換えをいただけない場合、当日、車いすでのご参加をお断りする場合があります。

第5条（連絡の方法）

1. 当社は申込者が予め届け出た電子メールアドレス宛に送信した電子メールがメールサーバーに到達した時点をもって通知が完了したものとします。
2. 申込者または参加者は、東海ツアーズのドメイン（@jrtours.co.jp）からの電子メールを常に受信できるよう設定するものとします。電子メールの登録情報の誤り、電子メールの不達、遅達、受信拒否等により電子メールが届かなかった場合でも、当社は一切の責任を負いません。
3. 申込者または参加者の住所、氏名等の登録内容に不備があり、当社からの通知が完了しなかった場合は、当社は一切の責任を負いません。また、申込者または参加者の住所やメールアドレス等の連絡先等が変更となった場合は、当社より申込の際に知らせる連絡先にすみやかに連絡を行なうものとします。申込者がこの手続きを怠ったことにより生じた損害及びいかなる不利益について、当社は一切の責任を負いません。

第6条（契約の成立時期）

1. 当社は募集期間後に抽選を行い、当選者を決定するものとします。
2. 前項に定める当選者に対しては、JR 東海 MARKET より当選通知を送付します。なお、当選通知については、電子メールにて送付します。
3. 「超電導リニアの体験乗車会」の利用契約は、申込者が予め届け出た電子メールアドレス宛に当社が送信する当選通知のメールがメールサーバーに到達した時点で成立するものとします。

第7条（変更）

1. 申込後の、利用日時・参加者の変更は、お受けできません。

第8条（催行中止に伴う取扱い）

1. 当社の判断で「超電導リニアの体験乗車会」の催行を変更・中止する場合があります。なお、催行が中止となった場合の振替日は予定しておりません。
2. 当社は、「超電導リニアの体験乗車会」の催行中止が決定した時点で、電子メールでお知らせします。
3. 当社の判断で「超電導リニアの体験乗車会」の催行を中止した場合、交通費、宿泊費、通信費等の返金はありません。

第9条（最終案内の送付）

1. 当社は、「超電導リニアの体験乗車会」の5日前をめどに、申込者が登録した電子メールアドレス宛に最終案内メールを送付します。
2. 参加者は、「超電導リニアの体験乗車会」の当日に、送付された最終案内メールをスマートフォン等で提示するものとします。なお、最終案内メールを提示しない場合はご参加いただけない場合があります。
3. 申込者と参加者が異なる場合、申込者は参加者に予め最終案内メールを引き渡すこととします。

第10条（禁止事項）

1. 申込者もしくは参加者の代理として複数の申込をし、利益を得るなど、営利目的での申込を禁止します。営利目的での申込が判明した場合は、理由の如何を問わず、当該権利を無効とし、ご参加をお断りします。また、以降の超電導リニアに関するイベントへの申込を無効とします。
2. 当選した「超電導リニアの体験乗車会」の権利の全てまたは一部を、第三者へ譲渡・転売することを禁止します。第三者への譲渡・転売が判明した場合は、理由の如何を問わず、当該権利を無効とし、ご参加をお断りします。また、以降の超電導リニアに関するイベントへの申込を無効とします。
3. 「超電導リニアの体験乗車会」の開催にあたり、当社は参加者に本人確認を求めることがあります。本人確認の結果、予め登録した参加者以外であることが判明した場合、または本人確認ができない場合は、「超電導リニアの体験乗車会」の権利を無効とし、ご参加をお断りします。
4. 施設内及びリニア車両内への動物（身体障害者補助犬を除く）、危険物及び他人に危害を及ぼすもの並びに当社が持込を不相当と判断するもの等の持込及び預入は禁止します。
5. 施設内またはリニア車両内においては係員の指示に従うものとします。係員の指示に従わない場合、ご参加をお断りし、退場していただくことがあります。

6. 施設内またはリニア車両内において、公序良俗に反するまたはそのおそれのある行為を行うことを禁止します。
7. 施設内またはリニア車両内において、性風俗、宗教、政治、営業に関する活動を行うことを禁止します。

第 11 条 （個人情報の取扱い）

1. 当社は、別に定める「超電導リニアの体験乗車会」における個人情報の取扱いについて」に基づいて、申込により取得した個人情報を取り扱います。

第 12 条 （免責事項）

1. 当社は、地震、洪水、その他の天変地異、戦争・暴動・内乱、火災、ストライキその他の労働争議、交通機関の障害、その他当社の責めに帰さない事由により「超電導リニアの体験乗車会」を変更・中止できるものとします。
2. 交通機関の障害等、当社の責めに帰さない事由により、所定の集合時刻に集合できなかった場合、「超電導リニアの体験乗車会」の権利は無効となります。
3. 通信回線の混雑またはコンピューターシステム上の不慮の事故等により、申込の受付が一時的に不可能となったとしても、当社は一切の責任を負いません。

第 13 条 （反社会的勢力の排除）

1. 当社は、申込者または参加者が次の各号の一に該当した場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに「超電導リニアの体験乗車会」の利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 申込者または参加者が暴力団員等であるとき、または暴力団員等であったことが認められるとき。
 - (2) 申込者または参加者が暴力団等への資金提供を行う等密接な交際があるとき、またはその活動を助長する行為を行ったとき。
 - (3) 申込者または参加者が自らまたは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的または脅迫的言辞を用いたとき。
 - (4) 申込者または参加者が自らまたは第三者を利用して、当社の名誉・信用を毀損し、または毀損するおそれのある行為を行ったとき。
 - (5) 申込者または参加者が自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害するおそれのある行為を行ったとき。
2. 前項の規定に基づいて本契約の全部または一部を解除した結果により、申込者または参加者に損害が生じたとしても、当社はこれによる一切の損害を賠償しないものとします。

第 14 条 （解除）

1. 当社は、申込者または参加者が次の各号の一に該当した場合、何らの通知・催告を要せず、直ちに「超電導リニアの体験乗車会」の利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。

(1) 第 11 条に定める禁止事項を行ったとき。

(2) 本規約に違反したとき。

(3) その他、当社が「超電導リニアの体験乗車会」の利用を不相当と判断した場合。

第 15 条（準拠法）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法が適用されるものとします。

第 16 条（管轄裁判所）

1. 「超電導リニアの体験乗車会」の利用に関して、当社と申込者または参加者との間で紛争が生じた場合には、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本規約は、2024 年 7 月 24 日より実施するものとします。

以上